

## 富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金 Q & A

### 事業全般

Q 1 補助基準額が30万円あるが、1法人あたり、1施設あたりのどちらか。

A 1 1施設あたりの補助基準額となります。

なお、法人単位での申請になりますので、複数の施設で補助対象となる事業がある場合は、法人で取りまとめて申請することになります。

Q 2 法人本部が一括して外国人介護職員への取組みをしているが、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。

A 2 施設毎に実際に要した経費を計上していただくことが基本となります。なお、法人内で合同研修を実施した場合等の研修講師謝金等の費用については、外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分する等の対応をお願いします。

Q 3 技能実習生向けの取組みは補助対象となるか。

A 3 取組みの対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。

Q 4 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組みも対象となるか。

A 4 補助対象となります。ただし、雇用予定であることを証明する書類を提出いただく必要があります。

Q 5 今年度中に雇用できなかった場合でも、今年度中に実施した取組みは補助対象となるか。

A 5 外国人介護職員を円滑に受け入れるための準備にかかる取組みを実施した場合は、補助対象となります。

Q 6 補助申請前に完了、または実施中の事業は補助対象となるか

A 6 申請時点で完了または実施中の事業であっても、本事業の要綱等に合致するものであれば補助対象となります。ただし、事業の着手（見積書の取得や経費の支払い等）から完了（経費の支払い等を含む）までが事業年度内のものに限ります。

### 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組み関係

Q 7 外国人介護職員の日本語学習について、zoomやskypeを活用したオンラインによる学習も補助対象になるか。

A 7 補助対象となります。

Q 8 オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、パソコンやタブレット端末を購入した費用は補助対象になるか。

A 8 備品購入費は多言語翻訳機と自転車に限るため補助対象となりません。ただし、本事業以外の用途に使用することもある場合は、多言語翻訳機や自転車であっても補助対象外となります。

**Q9 事業者が支払った日本語能力試験（JLPT や NAT-TEST）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。**

**A9 補助対象となります。**

**Q10 日本語能力試験等に付き添いとして同行する日本人職員の旅費は補助対象となるか。**

**A10 補助対象となりません。**

**Q11 外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。**

**A11 交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外ですので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様です。食糧費として補助対象経費と認められているものは、講師及び参加者に対する茶菓子代のみとなります。**

**Q12 研修・講演を依頼した講師に対して昼食を手配した場合、補助対象となるか。**

**A12 講師への昼食は補助対象となりません。食糧費として補助対象経費と認められているものは、講師への茶菓子代及び参加者に対する茶菓子代のみとなります。**

### **外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援関係**

**Q13 事業者が支払った介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。**

**A13 介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。ただし、富山県初任者研修支援事業費補助金等他の補助金との併給はできないことに留意してください。**

**Q14 事業者が支払った技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。**

**A14 補助対象となりません。技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであり、その受験料は外国人介護職員が介護福祉士資格の取得を目指すか否かに関わらず、発生する経費のためです。**

### **外国人介護職員の生活支援関係**

**Q15 家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入、外国人介護職員が居住するアパートの賃借料、光熱水道費は補助対象となるか。**

**A15 外国人介護職員の生活に必要な物品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は補助対象となりません。**

**Q16 補助対象経費に賃金等が含まれているが、外国人介護職員の人事費も対象になるのか。**

**A16 補助対象となりません。施設の介護職員の人事費で補助対象となるのは、通常支払われる給料とは別に、外国人介護職員の生活面のサポート（メンタルヘルスケア等）を行い、それに係る人件費等を職員に支払った場合に限ります。**